勤労青少年ホーム

両津運動広場

両津野球場

両津テニスコート

両津農村広場

指定管理業務特記仕様書

佐　渡　市

勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場指定管理業務特記仕様書

（目的）

第１条　この勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場指定管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート及び両津農村広場（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務及び履行方法等について、佐渡市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（以下「ホーム条例」という。）、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「体育施設条例」という。）、佐渡市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例施行規則（以下「ホーム規則」という。）、佐渡市社会体育施設設置及び管理に関する条例施行規則（以下「体育施設規則」という。）、佐渡市社会体育施設使用料減免要綱（以下「減免要綱」という。）及び佐渡市指定管理業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）のほか、必要な事項について定める。

（優先順位）

第２条　施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載された事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第３条　佐渡市が施設の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、施設を活用し、指定管理者が有する技術及び能力等をもって、市民の体育及びスポーツの推進並びに健康の増進を図ることにある。

（指定期間）

第４条　指定期間は、令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日とする。

（指定管理料）

第５条　佐渡市が前条で定める期間に、指定管理者に支払う指定管理料は 23,400,000 円の範囲内とし、詳細については別途協定書で定めるものとする。

（法令等の遵守）

第６条　指定管理者は次に定める法令等を遵守しなければならない。

(1)　地方自治法
(2)　ホーム条例及びホーム規則
(3)　体育施設条例及び体育施設規則
(4)　減免要綱
(5)　佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
(6)　佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
(7)　佐渡市情報公開条例及び同施行規則
(8)　その他管理運営に適用される法令

（管理物件）

第７条　管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表１のとおりとする。

（業務の範囲）

第８条　ホーム条例第５条及び体育施設条例第 11 条に規定する業務は、標準仕様書で定める業務のほか、別表２のとおりとする。

（リスク分担）

第 9 条　業務に関するリスク分担については、別に定めるもののほか、別紙 3 のとおりとする。

２　前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場合は、佐渡市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

（備品等の貸与等）

第 10 条　佐渡市は、第８条で定める業務を行なうために必要な管理物品のうち別表 4 に定める備品等Ⅰ種を、無償で指定管理者に貸与する。

２　指定管理者は、指定期間中、備品等Ⅰ種を常に良好な状態に保つものとする。

３　備品等Ⅰ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、１件につき３万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

４　指定管理者は、故意又は過失により備品等Ⅰ種を毀損又は滅失したときは、佐渡市との協議により、必要に応じて修理、補修又は佐渡市に対し自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

（備品等の購入等）

第 11 条　指定管理者は、管理物品のうち別表 5 に定める備品等Ⅱ種を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

２　備品等Ⅱ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

３　管理運営において、備品等Ⅰ種及びⅡ種に記載の無い管理物品が必要となった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、１件につき３万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

（管理物件の現状変更）

第 12 条　指定管理者は、施設を改造等により現状を変更（施設の修繕及びその他軽微な変更を除く。）及び敷地に建物その他の工作物を建設しようとする場合には、事前に改造等の計画を書面によって市に申請し、その承認を受けなければならない。

（管理物件の修繕等）

第 13 条　管理施設の改造、増築、移設については、前条によるものを除き佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとする。

２　管理物件の修繕については、１件につき２０万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとし、１件につき２０万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市が加入する別表２の建物災害共済保険の適用となる場合、指定管理者は市が全額を負担した後で別に定められた負担区分に基

づく額を市に納付するものとする。

（業務等の引継ぎ）

第 14 条　指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引継ぐものとする。

(1)　令和８年３月 31 日以前に佐渡市が許可した施設の利用及び実施が決定している事業

(2) 前号に掲げるもののほか、別表 6 に定める契約

（その他）

第 15 条　本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

別表１　管理施設（第７条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">施　設　の　名　称</td><td colspan="2">勤労青少年ホーム</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　設　の　所　在　地</td><td colspan="2">佐渡市城腰 363 番地</td></tr>
<tr><td rowspan="15">施設概要</td><td>建　築　構　造</td><td colspan="2">鉄筋コンクリート造　２階建</td></tr>
<tr><td>敷　地　面　積</td><td colspan="2">11,001.5 ㎡</td></tr>
<tr><td>建　築　面　積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建　築　延　面　積</td><td colspan="2">850.45 ㎡</td></tr>
<tr><td>開　　館　　日</td><td colspan="2">昭和５５年５月１日</td></tr>
<tr><td>施　設　構　成</td><td colspan="2">軽スポーツホール　　休養娯楽室　　講習室　図書室
研修室　　音楽室　　料理講習室
参考資料３「施設図面」参考資料４「概観写真」参照</td></tr>
<tr><td>設　　備</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">利　用　者　実　績</td><td>令和４年度</td><td>2,520 人</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>3,817 人</td></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>3,638 人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">使　用　料　実　績</td><td>令和４年度</td><td>388 千円</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>483 千円</td></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>518 千円</td></tr>
<tr><td>契　約　状　況</td><td colspan="2">別表６参照</td></tr>
<tr><td rowspan="3">収　支　実　績</td><td>令和４年度</td><td>267 千円
（指定管理料 7,300 千円）</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>424 千円
（指定管理料 7,560 千円）</td></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>114 千円
（指定管理料 7,560 千円）</td></tr>
<tr><td>改築・修繕履歴</td><td colspan="2">別表７参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">付　帯　施　設　等</td><td colspan="2">駐車場　100 台</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　　の　　他</td><td colspan="2">平成 17 年度まで直営、平成 18 年度以降は指定管理。</td></tr>
</table>

別表１　管理施設（第７条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">施　設　の　名　称</td><td colspan="2">両津運動広場</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　設　の　所　在　地</td><td colspan="2">佐渡市城腰 363 番地</td></tr>
<tr><td rowspan="14">施設概要</td><td>建　築　構　造</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>敷　地　面　積</td><td colspan="2">13,131 ㎡</td></tr>
<tr><td>建　築　面　積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建　築　延　面　積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>開　　館　　日</td><td colspan="2">昭和 62 年４月１日</td></tr>
<tr><td>施　設　構　成</td><td colspan="2">野球場　１面
多目的広場</td></tr>
<tr><td>設　　備</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">利　用　者　実　績</td><td>令和４年度</td><td>771 人</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>445 人</td></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>677 人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">使　用　料　実　績</td><td>令和４年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>契　約　状　況</td><td colspan="2">別表６参照</td></tr>
<tr><td rowspan="3">収　支　実　績</td><td>令和４年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>改築・修繕履歴</td><td colspan="2">別表７参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">付　帯　施　設　等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　　の　　他</td><td colspan="2">平成 17 年度まで直営、平成 18 年度以降は指定管理。</td></tr>
</table>

別表１　管理施設（第７条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">施　設　の　名　称</td><td colspan="2">両津野球場</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　設　の　所　在　地</td><td colspan="2">佐渡市城腰 357 番地</td></tr>
<tr><td rowspan="14">施設概要</td><td>建　築　構　造</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>敷　地　面　積</td><td colspan="2">11,856 ㎡</td></tr>
<tr><td>建　築　面　積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建　築　延　面　積</td><td colspan="2">850.45 ㎡</td></tr>
<tr><td>開　　館　　日</td><td colspan="2">昭和 62 年４月１日</td></tr>
<tr><td>施　設　構　成</td><td colspan="2">野球場　１面　10,835 ㎡（うち芝張　7,002 ㎡）
センター　　110m　　両翼　　90m　　本部席
スタンド席　300 席　　ダッグアウト　　照明施設</td></tr>
<tr><td>設　　備</td><td colspan="2">照明設備　　６基</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利　用　者　実　績</td><td>令和４年度</td><td>3,827 人</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>2,647 人</td></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>3,229 人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">使　用　料　実　績</td><td>令和４年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>契　約　状　況</td><td colspan="2">別表６参照</td></tr>
<tr><td rowspan="3">収　支　実　績</td><td>令和４年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和５年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>改築・修繕履歴</td><td colspan="2">別表７参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">付　帯　施　設　等</td><td colspan="2">駐車場　76 台</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　　の　　他</td><td colspan="2">平成 17 年度まで直営、平成 18 年度以降は指定管理。</td></tr>
</table>

別表１　管理施設（第７条関係）

施設の名称		両津テニスコート	
施設の所在地		佐渡市城腰 363 番地	
施設概要	建築構造		
	敷地面積	7,367 ㎡	
	建築面積		
	建築延面積		
	開館日	平成３年１月１日	
	施設構成	全天候型コート　４面 クレーコート　　２面	
	設備	照明施設（全天候型コート）	
	利用者実績	令和４年度	23 人
		令和５年度	７人
		令和６年度	66 人
	使用料実績	令和４年度	－
		令和５年度	－
		令和６年度	－
	契約状況	別表６参照	
	収支実績	令和４年度	－
		令和５年度	－
		令和６年度	－
	改築・修繕履歴	別表７参照	
付帯施設等			
その他		平成 17 年度まで直営、平成 18 年度以降は指定管理。	

別表１　管理施設（第７条関係）

施設の名称		両津農村広場	
施設の所在地		佐渡市城腰 365 番地１	
施設概要	建築構造		
	敷地面積	5,598 ㎡	
	建築面積		
	建築延面積		
	開館日	昭和 63 年７月８日	
	施設構成	テニスコート（クレーコート）　２面 ゲートボール場　２面	
	設備		
	利用者実績	令和４年度	172 人
		令和５年度	247 人
		令和６年度	421 人
	使用料実績	令和４年度	－
		令和５年度	－
		令和６年度	－
	契約状況	別表６参照	
	収支実績	令和４年度	－
		令和５年度	－
		令和６年度	－
	改築・修繕履歴	別表７参照	
付帯施設等			
その他		平成 17 年度まで直営、平成 18 年度以降は指定管理。	

参考資料１　施設図面（外構平面図）

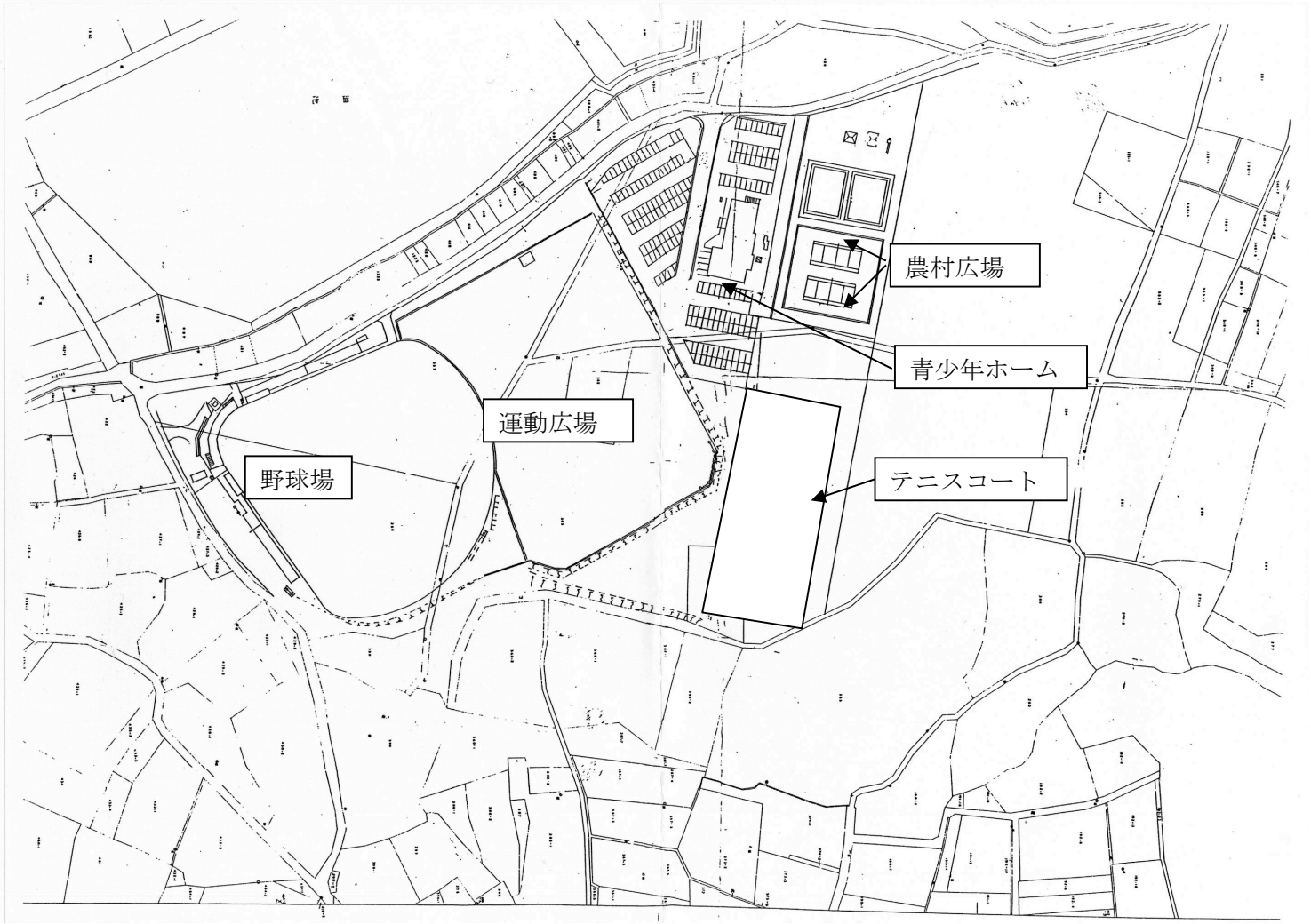

参考資料２　施設位置写真

参考資料３　施設図面（勤労青少年ホーム１階・２階平面図）

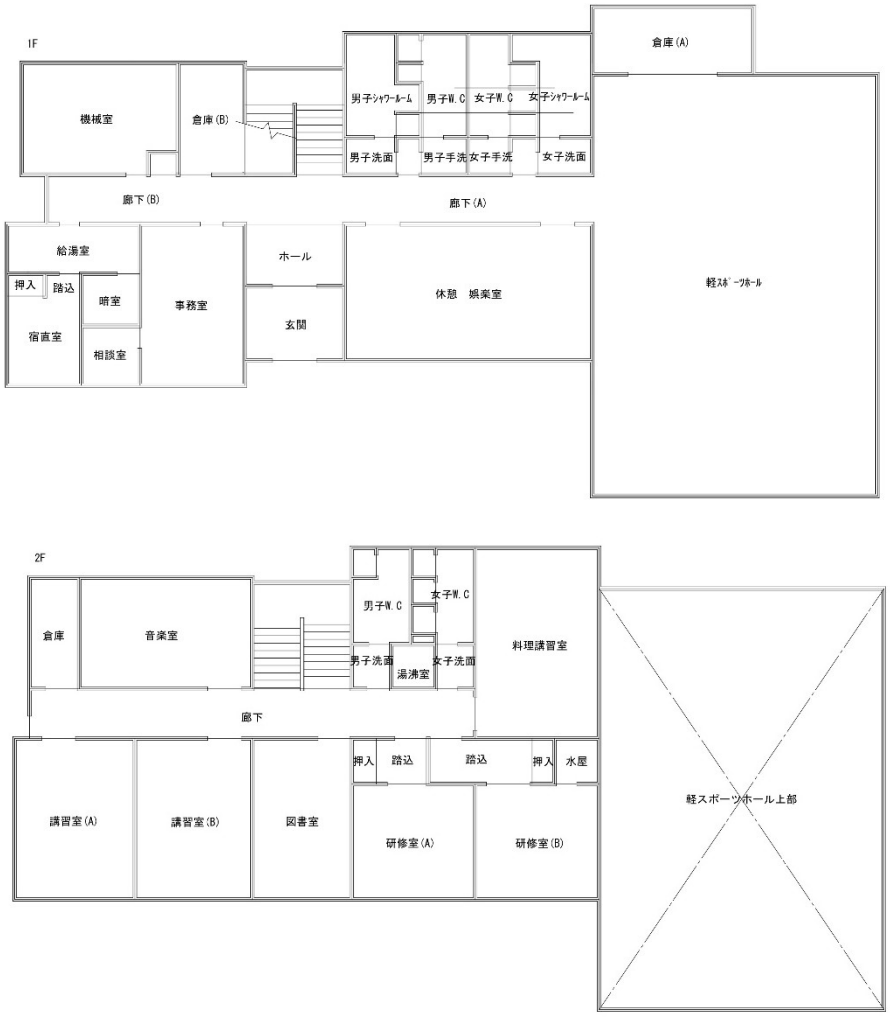

参考資料４　施設図面（勤労青少年ホーム外観写真）

別表２　業務の範囲（第８条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
（施設運営業務） １　目的外使用の許可 （1）佐渡市行政財産目的外使用条例（平成 16 年条例第 67 号。）及び佐渡市行政財政目的外使用条例施行規則（平成 16 年条例第 61 号。）の規定に基づく業務を行うこと。	（施設運営業務） １　利用許可及び利用の制限 （1）公の施設として常に平等な対応を確保すること。 （2）施設は市内小学校、中学校、高校、保育園および幼稚園において、児童、生徒、園児の体育等の授業、クラブ活動に使用しているので、その利用が図られるよう配慮すること。 （3）施設利用の予約及び利用状況を記録すること。 （4）次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。 ア　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 イ　施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 ウ　前２号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 （5）利用の許可等の申請があった場合において、当該申請に対し不利益な処分をしようとするときは、当該利用の許可等の申請をしたものに対し、行政不服審査法（平成２６年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく教示を行うこと。 （処分に不服があるときは、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、市長等に対して審査請求をすることができる。また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、市等を被告として提起すること

別表２　業務の範囲（第８条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	ができる。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することになる） ２　利用許可の変更及び利用の中止 (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 ア　施設の利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 イ　利用者が条例又は条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 ウ　利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。 エ　天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 オ　公益上必要があると認められるとき。 カ　前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。 ３　営業期間及び利用時間の遵守 ４　利用料金の徴収 ５　利用料金の改定 ６　利用料金の減免

別表２　業務の範囲（第８条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	(1)　条例第 12 条の規定中「あらかじめ市長が定める基準」は、次のとおりとする。 ア　市又は市の機関が主催し、又は共催する事業において利用するとき。 イ　減免要綱によるもの。 ウ　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認め、市長の承認を得たとき。 7　ソフト事業等 (1) ソフト事業 (2) ソフト事業に係る事前協議、料金の決定及び徴収 (3) 自主事業 8　広報及び営業等 (1) ホームページの作成及び更新を行ない、市内外に向けて積極的な情報発信を行うこと。 (2) 対面、電話、ＦＡＸ等による各種問い合わせ及び施設見学等について対応すること。 (3) リーフレットをはじめ他の媒体を活用して、積極的な広報を行うこと。 (4) 対面、電話、ＦＡＸ等による集客を行うこと。 9　利用に係る指導、助言 (1) 施設の利用に必要なマニュアルを作成するとともに、利用者が行な

別表２　業務の範囲（第８条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	う諸手続に必要な助言を行なうこと。 (2) 施設、設備及び備品等が適切に使用できるよう必要な指導、助言などの支援を行なうこと。 (3) 施設の利用等について、主催者及び利用者から意見、要望等があった場合は、適切な対応をし、内容を市に報告すること。 10　利用者の安全確保 (1) 施設内及び施設周辺を適宜巡回し、火気及び不審物等の確認を行なうこと。 (2) 災害や緊急時等における利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての計画を作成すること。 (3) 急病、けが等に対応できるよう、関係機関と連携を図ること。 (4) 災害等において、市が避難場所として利用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。 (5) 調理室の管理については、食中毒の防止対策に万全を期すとともに、食品衛生法の規定に従い、安全衛生管理を徹底すること。 11　職員の安全確保 (1) 業務における安全管理指導を定期的に行なうこと。 （維持管理業務） 1　日常清掃及び消耗品等の補充 (1) 施設及び駐車場において日常清掃を行い、良好な環境衛生及び美観

別表２　業務の範囲（第８条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	を保つこと。 (2) 施設周辺の定期清掃を行うこと。 (3) 冬季における駐車場の除雪を行うこと。 (4) 消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン調達の推進や資源リサイクルに配慮すること。 ２　設備・備品等の保守管理 (1) 保守点検を随時行い、常に良好な環境を維持するとともに、細心の注意をもって設備及び備品等を管理すること。 (2) 適切に運転が行なわれるよう日常及び法定点検を適切に行うこと。 ア　消防設備総合点検（自主点検） イ　自家用電気工作物保安点検（50KW 以下自主点検） ウ　簡易リフト保守点検（自主点検） エ　パッケージエアコン保守点検（自主点検） オ　建築物定期調査　など (3) 定められた負担区分に基づき、必要な修繕を行うこと。 (4) 修繕記録を整理し、市に報告すること。 ３　保安警備業務 (1) 利用者が集中する際は、警備及び誘導を行うこと。 (2) 夜間及び休館についても保安警備を行うこと。 ４　野球場等の管理 (1) 野球場の芝の管理は以下の条件を履行すること。

別表２　業務の範囲（第８条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
（経営管理業務） １　モニタリング (1) 必要に応じて現場確認を行うこと。 (2) 定められた報告を求めること。 ２　連絡調整 (1) 事務連絡会議等を開催し、指定管理者と情報交換を行うこと。	・芝刈り　4～10 月　年 5 回以上　　・肥料散布　年 3 回以上 ・除草剤散布　年 3 回以上（芝の状態により回数を調整） ・ランナーカット　年 1 回以上 (2) 両津運動広場のグラウンド管理は以下の条件を履行すること。 ・草刈除草　4～10 月　年 5 回以上 ・除草剤散布　年 2 回以上 （経営管理業務） １　モニタリング (1) 市民及び利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行うこと。 ２　文書管理 (1) 管理運営について業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提示すること。 (2) 業務に係る文書を適正に管理すること。 (3) 指定期間の満了等に伴い管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定する団体等に引継ぐこと。 ３　事業計画・報告 (1) 定められた時期に、事業計画書と事業報告書を作成し提出すること。 ４　連絡調整 (1) 市が実施する事務連絡会議等に出席し、業務の状況報告や情報交換を行うこと。

別表２　業務の範囲（第８条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	5　職員の配置及び管理 (1)　業務を効果的かつ効率的に行なうために必要な人員配置及び勤務形態をとること。また、職員については雇用形態に応じ福利厚生（社会保険加入、雇用保険加入、有給休暇など）を徹底すること。 (2)　施設の管理責任者を置き、市に報告すること。 (3)　職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。 6　会計等 (1)　指定管理者が負担することとなる経費は、その契約に応じて遅滞なく支払うこと。 (2)　収入及び支出の状況について、帳簿を作成すること。 (3)　管理業務に係る経費の出納は、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。 7　経費の節減 (1)　電気、水道、ガス等の使用状況を把握するとともに、環境に配慮した運転により、光熱水費の削減に努めること。 8　契約の変更 (1)　電気、水道、電話等の使用名義を市から指定管理者に変更すること。

別表２　業務の範囲（第８条関係）

<table>
<tr><th>市が行う業務等</th><th>指定管理者が行う業務等</th></tr>
<tr><td>（その他業務）
１　損害賠償の対応
次の保険に加入し、保険料を負担すること。
(1) 公益社団法人　全国市有物件災害共済会
<table>
<tr><th>保険内容</th><th>金額区分</th><th>負担者・負担割合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１　火災・落雷・爆発（免責無し）
２　物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責５万円未満）</td><td>20 万円未満</td><td>保険料 100%
ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。</td></tr>
<tr><td>20 万円以上共済責任額まで</td><td>保険 100%
ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">風・水災（免責５万円未満）</td><td>20 万円未満</td><td>指定管理者 50%、保険 50%　ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。</td></tr>
<tr><td>20 万円以上共済責任額まで</td><td>市 50%、保険 50%
ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。</td></tr>
</table></td><td>（その他業務）
１　損害賠償の対応
市が指定する業務については、市で加入する全国町村会総合賠償補償保険の被保険者としてみなされ、市の責任と同等に当該保険の対象となるため、加入の必要は無い。
ただし、指定管理者が自主事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うこととなるため、市が加入している保険と同等の補償が受けられる施設賠償保険及び第三者賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。
２　各種届出
業務に必要な関係機関への届など、各種手続きを行うこと</td></tr>
</table>

別表２　業務の範囲（第８条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等
地震（免責 10 万円未満。ただし、罹災した加入物件が複数あり、損害額の合計額が 10 万円以上であれば、１件あたりの損害額が 10 万円未満でも保険の対象となる。）	20 万円未満	指定管理者 85％、保険 15％　ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	
	20 万円以上共済責任額まで	市 85％、保険 15％ ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	

(2) 全国町村会総合賠償補償保険

保険内容	身心	財物
賠償責任保険（施設の瑕疵に起因する事故の補償）	2 億円／人 20 億円／事故	2 千万円／事故

保険内容	死亡	後遺障害	入院	通院
補償保険（市が行う業務に起因する事故の補償）	500 万円	20～500 万円	1～15 万円	1～6 万円（6 日目以降）

別表３　リスク分担（第９条関係）

種類	リスク内容	負担者	
		市	指定管理者
管理運営費	急激な物価変動による管理運営費の変更（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	関係法令の変更に起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	自然災害の対応費用（リスク回避が不可能な場合）	○	
	政策方針の転換による仕様等の変更に起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	指定の取消し及び業務の停止により発生する費用		○
物品等の損傷等	建物・設備の損傷による軽微な修繕（１件２０万円未満）		○
	建物・設備の損傷による修繕（１件２０万円以上）	○	
	備品、消耗品の盗難及び紛失		○
損害賠償	建物・設備の瑕疵に起因するもの 注）指定管理者による適正な保守点検の履行を前提とする。	○	
	施設運営の過失に伴うもの		○
その他	指定管理者の指定議案が議会で否決された場合、申請手続き等に要した費用		○
	その他	協議事項	

※ 本表に定める事項で疑義がある場合は、佐渡市と指定管理者が協議のうえ決定する。

別表４　備品等Ｉ種（第 10 条関係）

青少年ホーム

部屋	物品名	数量	備考
軽スポーツホール	卓球台	3	二つ折り
	バレーボール支柱・ネット	1	
事務室	ルームエアコン	1	
	カラーテレビ	1	
研修室（和室）	お茶道具一式	1	
料理講習室	冷蔵庫	1	
音楽室	ルームエアコン	1	

両津野球場

部屋	物品名	数量	備考
両津野球場	ライン用石灰ボックス	1	
	アルミベンチ	6	

両津運動広場

部屋	物品名	数量	備考
両津運動広場	簡易物置	1	
	ライン用石灰ボックス	1	

両津テニスコート

部屋	物品名	数量	備考
両津テニスコート	テニス支柱	6 組	
	テニスネット（硬式用）	4	

別表５　備品等Ⅱ種（第 11 条関係）

種類	規格・構造	数量	備考
	該当なし		

別表６　契約内容（第 13 条関係）

単位：円

No.	契約内容	契約先	場所	契約期間	契約額	備考
1	清掃管理	あんずの家	勤労青少年ホーム	R6 年 4 月 1 日～ R7 年 3 月 31 日	167,965	
2	警備管理	セコム佐渡㈱	勤労青少年ホーム	R6 年 4 月 1 日～ R7 年 3 月 31 日	171,600	
3	浄化槽管理	アイマーク環境㈱	勤労青少年ホーム	R6 年 4 月 1 日～ R7 年 3 月 31 日	93,230	
4	自家用電気工作物管理	東北電気保安協会	両津野球場	R6 年 4 月 1 日～ R7 年 3 月 31 日	61,600	